住所　名古屋市港区稲永４丁目５番２―402号
谷麗香　昭和41年８月16日生
張瑩瑩　平成２年５月26日生
張薇薇　平成10年４月５日生
住所　名古屋市守山区大字中志段味字東荒古2549番地９
米双穎　昭和48年５月４日生
住所　和歌山県東牟婁郡串本町串本1495番地
グレゲリー・パウロ・ホルム　昭和22年５月３日生
住所　岩手県盛岡市東安庭１丁目17番13号
尹成鉄　昭和41年６月９日生
山本京子　昭和40年７月14日生
尹裕悟　平成６年１月12日生
尹沙己　平成７年９月７日生
尹了吾　平成11年10月26日生
住所　秋田県男鹿市船越字一向67番地66
金智華　昭和35年３月13日生
金留美子　昭和34年１月17日生
金菜那　平成６年４月10日生
住所　神奈川県平塚市真田547番地71
金莉那　昭和２年12月14日生
住所　秋田県由利本荘市砂子下25番地２
朴成洙　昭和16年１月16日生
蔡貞熙　昭和22年３月25日生
住所　大阪市生野区田島３丁目１番２号
姜正倍　昭和15年７月23日生
住所　東京都品川区南大井６丁目18番１―512号
金梨郷　昭和56年７月10日生

○外務省告示第三百六十五号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号（平成二十一年外務省告示第三百二十八号）に関し、同決議主文18に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を次のとおり指定する。

平成二十一年七月七日

外務大臣　中曽根弘文

一　別表第一号から第五号までに掲げる貨物の供給、売買、交換、貸借、移動、保管、設計、製造又は使用であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得るもの

二　別表第六号及び第七号に掲げる技術の供給、売買、交換、移転又は使用であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得るもの

別表

一　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の二から四までの項の中欄に掲げる貨物

二　ロケット若しくは無人航空機に使用することができる弾頭の安全装置、起爆装置又は発火装置

三　電気式の線爆発型の起爆装置若しくは電気式の起爆装置を用いて爆弾表面を同時に起爆できるように設計した装置又はこれらを作動させるための装置

四　ニトロアミン類、トリアミノトリニトロベンゼン、ヘキサニトロスチルベン又はその他の火薬類（結晶密度が一立方センチメートル当たり一・八グラム以上であって、爆速が一秒につき八、〇〇〇メートルを超えるものに限る。）

五　次のいずれかのもの（第一号に掲げるものを除く。）

イ　Ｎ・Ｎ―ジメチルアミノエタノール及びＮ・Ｎ―ジエチルアミノエタノール

ロ　熱交換器又は凝縮器であって、伝熱面積が〇・一五平方メートル以下のもののうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(1)　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

(2)　ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

(3)　ふっ素樹脂

(4)　ガラス

(5)　タンタル又はタンタル合金

(6)　チタン又はチタン合金

(7)　ジルコニウム又はジルコニウム合金

(8)　ニオブ又はニオブ合金

ハ　弁であって、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(1)　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

(2)　ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

(3)　ふっ素樹脂

(4)　ガラス

(5)　タンタル又はタンタル合金

(6)　チタン又はチタン合金

(7)　ジルコニウム又はジルコニウム合金

(8)　ニオブ又はニオブ合金

(9)　最高規定吐出し量が一時間につき〇・六立方メートルを超えるポンプ又は真空ポンプであって最高規定吐出し量が一時間につき五立方メートルを超えるもののうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(1)　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

(2)　ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

(3)　ふっ素樹脂

(4)　ガラス

(5)　黒鉛又はカーボングラファイト

(6)　タンタル又はタンタル合金

(7)　チタン又はチタン合金

(8)　ジルコニウム又はジルコニウム合金

(9)　セラミック

(10)　フェロシリコン

(11)　ニオブ又はニオブ合金

ホ　輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「省令」という。）第二条の二第一号に掲げるウイルスのワクチン及び第二号に掲げる細菌のワクチン

ヘ　トリインフルエンザウイルス

ト　イプシロン毒素を産生するウェルシュ菌の株であって、食品の試験及び品質管理のために陽性の培養に利用され、かつ、移送されたもの

チ　物理的封じ込めのレベルがＰ三又はＰ四である施設に使用することができるクリーン・ルーム及び内蔵型の高性能粒子捕捉器フィルター装置

リ　容量が二〇リットル未満の発酵槽であって、まとめて注文され又は複合システムで使用するよう設計されたもの

ヌ　クロスフローろ過用の装置のうち、有効ろ過面積の合計が一平方メートル以上であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

ル　完全又は部分的な換気を有する防護服

ヲ　生物剤を散布するために設計又は改造した噴霧器

ワ　粒径が一〇ミクロン以下の微生物及び毒素をマイクロカプセル化する装置

カ　ペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものであって次のいずれかのもの

(1)　固体ロケット用のモータケース

(2)　固体ロケット用のモータケースのノズル

ヨ　ペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができる無人航空機に使用するように設計したターボプロップエンジンであって、海面上における標準待機状態での最大推力が一〇キログラム以上のもの又はその部分品

タ　カ又はヨの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品

レ　推進薬又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの

(1)　四・五ジアジドメチル二メチル一・二・三トリアゾール

(2)　メチルニトラトエチルニトラミン

(3)　エチルニトラトエチルニトラミン

(4)　ブチルニトラトエチルニトラミン

(5)　二・二ジニトロプロピルアセタール

(6)　二・二ジニトロプロピルホルマール

(7)　ヒドラジンニトロホルメート

(8)　ヘキサニトロヘキサアザイソウルチタン

ツ　複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム（ペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）の製造用の装置であって、省令第三条第十一号のイからホのいずれかに該当するもの（ファイバープレイスメント装置を含む。）又はこれらの部分品若しくは附属品